

「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」運営事業企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

伊丹空港ターミナルビル内の観光・物産情報コーナー「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」の令和5年度の運営にあたり、その業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

2 観光・物産情報コーナー「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」の概要

(1) 設置目的

国内各都市とネットワークを持ち、新型コロナウイルス感染症の回復途上にある現在、月間100万人以上が利用する国内基幹空港である伊丹空港において、空港利用者に県内、関西圏、就航都市の観光・物産情報等の発信を行い、本県及び関西圏への誘客を図る。

(2) 施設概要

- (1) 名称 INFORMATION ひょうご・関西
 - (2) 設置場所 大阪国際空港ターミナルビル中央エリア2階
(大阪府豊中市蛍池西町3-555)
 - (3) 面積 32.06 m²
 - (4) 開設時間 午前6時30分から午後9時
(うち有人対応時間 午前8時30分から午後7時)
- ※ 臨時休業日を除き年中無休

3 委託条件等

別添の「仕様書」を参照

4 応募資格

業務を受託するための企画提案コンペに応募することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること

また、複数の企業・団体での共同によるグループで応募をする場合は、代表者が申請すること。ただし、個人での応募は不可とする。

- (1) 法人の他の団体であって事業を適切に遂行できる能力を有すること
- (2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (6) 暴力団または暴力団員の統制の下にあるものでないこと
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

- (8) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること

※「事業を適切に遂行できる能力」とは、個々に判断することになるが、少なくとも次の要件を満たしていることが必要である。

- ①総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること
②事業の実施にあたり、（公社）ひょうご観光本部との打ち合わせ等に適切に対応できること

5 応募

(1) 募集期間

令和 5 年 2 月 27 日（月）～令和 5 年 3 月 10 日（金）12 時

※指定時間必着

なお、事前に応募の意思を令和 5 年 3 月 6 日（月）17 時までに電話・メール等で連絡し、問い合わせの担当者名・連絡先等を知らせること

E-mail で応募意思を連絡する場合、タイトルに「【応募予定】伊丹空港における観光・物産情報コーナー「INFORMATION ひょうご・関西（伊丹空港）」と明記すること

(2) 提出書類

- ① 応募申込書（様式 1） 正 1 部、副 7 部
② 応募事業者概要（様式 2） 8 部
③ 企画提案書（様式 3） 8 部
④ 経費積算見積書（様式 4） 8 部
⑤ 誓約書（様式 5） 1 部
⑥ 同種または類似事業の実績の内容のわかるもの（様式任意） . . . 8 部

※なお、契約締結時には下記の書類の提出を求める。ただし、下記書類に不備がないよう留意すること。 各 1 部

ア 定款または寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 役員名簿

ウ 申請日が属する会計年度の前年度もしくは前々年度の決算書類（事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）

エ 県税を滞納していないことを証する書類（県内の県税事務所が発行する「納税証明書」

※提出日において発行日から 3 ヶ月以内のもの

※兵庫県の入札参加資格を有している者は除く。

オ 事業実施に必要な許認可等を証する書類

※グループ応募の場合は、構成員全てについて、アからオの各書類の提出を要する。

(3) 提出方法等

- ① 3月10日(金)12時までに提出書類を持参または郵送のうえ、別日(3月16日(木)予定)に開催する審査会において説明(10分程度)、質疑(15分程度)を行う。
※提出された企画提案書類等は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。
今回の企画提案コンペに係る応募等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 一号館7階
(公社)ひょうご観光本部 谷内

(5) 募集要項等に関する質問等

① 質問方法

「(様式6) 募集要項等に関する質問票」を電子メールまたはFAX(※)により
令和5年3月7日(火)15時までに提出
※電話での問い合わせは受け付けない。

② 回答方法

質問及び回答内容は随時一覧表にまとめ、原則メールにて回答する。
なお、一覧表は他の応募予定者から希望があれば適宜メールで回答する。
ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

③ その他

書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。なお、
E-mailで質問をする場合は、タイトルに「【質問】伊丹空港における観光・物産情報
コーナー「INFORMATION ひょうご・関西(伊丹空港)」と明記すること

6 審査方法等

(1) 審査方法

- ・提出書類をもとにプレゼンテーション審査を実施する。
- ・審査では次の観点から提案内容を評価する。

ア 観光情報提供・相談対応業務

- (1) 適正な案内・相談対応の運営
- (2) 案内所の周知、集客のための効率的なPR方法
- (3) 適正な管理運営計画体制
- (4) その他予算の範囲内でのコーナーの機能充実

イ デジタルサイネージ(75型)の設置、観光情報発信業務

- (1) 効果的なデジタルサイネージの仕様・機能
- (2) 効果的な企業広告の募集方法
- (3) 故障時等の適正な対応体制

ウ 観光企画展示運営業務

- (1) 季節ごとにテーマ性のある魅力的な企画展示の内容
- (2) 実施する際の効果的な装飾(POP等)イメージ 等

(2) 審査日程

令和5年3月16日(木) 午後の指定時間(予定)

(1社あたり説明10分、質問15分程度)

(3) 決定方法

企画提案コンペ審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

(4) 結果通知

応募者全員に対して、文書にて通知する。

7 委託契約の締結等

- (1) (公社)ひょうご観光本部は選定された事業予定者と提案事業の実施方法等について協議調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 受託者は、記載のない事項及び疑義が生じた部分は、その都度(公社)ひょうご観光本部と協議し、その指示に従うこと
- (3) 委託契約の締結にあたっては、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に準拠し、契約締結前に委託契約額の10%以上の契約保証金を県に納めること。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (4) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を(公社)ひょうご観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、(公社)ひょうご観光本部が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は(公社)ひょうご観光本部に対し、全ての責任を負うものとする。

8 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、支度料の支払いをしない、若しくは支払った委託料の一部または全額の返還が必要になる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 事業実施報告

- (1) 受託者は委託業務の終了後、1ヶ月以内に事業実施報告書を作成し、(公社)ひょうご観光本部に提出すること
- (2) 事業実施の進捗状況については、(1)以外にも随時報告を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

ただし、委託団体の実情によっては、前金払いも可能であるが、最終的には実績に基づく精算を行う。

なお、委託金の申請及び契約書の内容どおりの事業執行が認められない場合には、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がありますので、あらかじめ了解しておくこと

11 留意事項

(1) 著作権

- ・本事業の成果物等にかかる権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則（公社）ひょうご観光本部に帰属することとし、加工及び二次利用できるものとする。

(2) その他

- ・本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと
- ・事業者は実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を本事業終了後5年間保存すること
- ・個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること
- ・事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

12 問い合わせ先

〒850-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

（公社）ひょうご観光本部 谷内

E-mail : taniuchi@hyogo-tourism.jp

TEL 078-362-3317 FAX078-362-4275